

保護者の皆様へ

門真市こども部
保育幼稚園課長

市内保育所等における臨時休園の実施について

この度、大阪府で4月13日に開催された第12回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議において、「外出自粛の要請」と「イベント開催自粛の要請」だけでは、オーバーシュート（感染爆発）の危険性があることから、新たに「施設の使用制限の要請」等を行うことが決定されました。

本市では、今回の大阪府からの通知内容、市内で新型コロナウイルスの感染が拡大している状況等を踏まえ、保育所・認定こども園等における感染防止をより一層徹底し、子どもの命を守るための措置として、緊急事態宣言発令期間中である、4月18日（土）から5月6日（水）までの間、市内の保育所等を原則として臨時休園とし、対象世帯を限定した保育を行うこととしました。

ただし、臨時休園期間中におきましても、真に保育が必要な方への保育（特別保育）を実施します。

特別保育が必要な世帯は、施設まで特別保育申出書を提出いただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症への対策は、これまでの間、各保育所等において、毎日の検温、定期的な消毒やうがい・手洗いの励行など、できる限りの感染防止対策を行ってきましたが、集団による保育を行っているため、どうしても3密（密閉・密集・密接）を避けることが困難な状況下にあります。

保護者の皆様におかれましては、このことを十分にご理解いただき、感染の拡大、流行期間短縮のため、改めてお勤め先等と勤務をご調整いただく等、臨時休園へのご理解とご協力をお願いいたします。

今後、状況が変わりましたら追ってお知らせいたします。

記

1. 臨時休園期間 令和2年4月18日（土）～5月6日（水）のうち保育実施日

2. 特別保育の対象となる世帯

- ① 保護者全員が大阪府の指定する「基本的に休止を要請しない施設（社会生活を維持する上で必要な施設、社会福祉施設等）」（※裏面参照）に位置付けられる施設に就業し、かつ、家庭での保育が著しく困難な世帯
- ② ひとり親家庭などで保護者が仕事を休むことが困難な世帯で、かつ、家庭での保育が著しく困難な世帯
- ③ その他、個別の事情により、家庭での保育が著しく困難な世帯

※ 上記に該当している世帯であっても、同居の親族等による保育が可能な場合は、家庭での保育をお願いいたします。

【お問い合わせ先】

門真市中町1番1号

門真市こども部保育幼稚園課

電話 06-6902-6757（直通）

大阪府の指定する「基本的に休止を要しない施設」

(1) 社会生活を維持する上で必要な施設

施設の種類		備考
医療施設(※)	病院、診療所、歯科、薬局、鍼灸・マッサージ、接骨院、整体院、柔道整復 等	※有資格者が治療を行うものに限る
生活必需物資販売施設	卸売市場、食料品売場(※)、コンビニエンスストア、百貨店(生活必需品売場)、スーパーマーケット、ホームセンター(生活必需品売場)、ショッピングモール(生活必需品売場)、ガソリンスタンド、靴屋、衣料品店、雑貨屋、文房具屋、酒屋、本屋、自転車屋、家電販売店、園芸用品店、鍵屋、家具屋、自動車販売店、カー用品店、花屋 等	※移動販売店舗を含む
食事提供施設	飲食店、料理店、喫茶店、和菓子・洋菓子店、居酒屋 等(宅配・テークアウトサービスを含む。)	
住宅、宿泊施設	ホテル(集会の用に供する部分を除く)、カプセルホテル、旅館(集会の用に供する部分を除く)、民泊、共同住宅、寄宿舍、下宿 等	
交通機関等	バス、タクシー、レンタカー、電車、船舶、航空機、物流サービス(宅配等含む) 等	
工場等	工場、作業場 等	
金融機関・官公署等	銀行、消費者金融、証券取引所、証券会社、保険代理店、官公署、各種事務所 等	
生活必需サービスを提供する店舗等	理髪店、美容院、銭湯(公衆浴場)(※)、郵便局、メディア、貸衣裳屋、不動産屋、結婚式場(貸衣装含む)、葬儀場・火葬場、質屋、獣医、修理店(時計、靴、洋服等)、ランドリー、クリーニング店、ごみ処理関係、神社、寺院、教会 等	※物価統制令の対象となるもの

(2) 社会福祉施設等

施設の種類		
社会福祉施設等	保育所(幼保連携型認定こども園を含む)、放課後児童クラブ(学童保育)、障害児通所支援事業所、老人福祉法・介護福祉法関係の施設、婦人保護施設、その他の社会福祉施設	

【参考】大阪府ホームページ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku/corona-kinkyuzitai/index.html>